

訪問看護サービス重要事項説明書

介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護

訪問看護サービス業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 事業所について

| | | | |
|------------------------|--|-------------|--------------|
| 事業所名 | 訪問看護ステーション瑞月 | | |
| 所在地 | 名古屋市天白区中平四丁目311番地 パークサイド中平101号 | | |
| 管理者名 | 濱嶋 久美子 | | |
| 電話番号 | 052-680-7491 | FAX番号 | 052-680-7493 |
| 営業日 | 月曜日から金曜日（国民の休日、12月30日～1月3日を除く） | | |
| 営業時間 | 9時から18時（緊急の場合は24時間対応） | | |
| 事業所指定番号 | 2361690148 | 保険医療機関番号 | 1690148 |
| サービス提供地域 | 名古屋市 | 天白区全域 | |
| *地域外の方でも、ご希望の方はご相談ください | | 緑・名東・千種区の一部 | |
| | | 日進市・東郷町の一部 | |
| 運営方針 | 看護とリハビリテーションを目標に、医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をいたします。訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、努力と理解のもとに適切な運営を図ります。 | | |

2 従業員について

| 職種（員数） | 業務内容 | 勤務体制 |
|----------------------|--|----------------------------------|
| 管理者（1名） 事業所の管理運営 | 職員を指導監督、関係機関との連携、 設備・物品の衛生管理、緊急時の対応 | 常勤兼務 1名 |
| 訪問スタッフ（5名） 訪問看護業務 | 訪問看護 訪問看護計画書・報告書の作成 関係機関との連携 | 常勤兼務 1名 非常勤 4名 (内、作業療法士1名) |
| 事務職員（1名） | 介護保険・医療保険請求事務等 | 非常勤 1名 |

3 サービス内容について

利用者様に対しては、主治医の指示を文書で受けたうえで、各保険区分と予め計画された内容に沿って、指定の時間帯にサービスを提供します。

① サービス区分

| | |
|----------|--|
| 介護予防訪問看護 | 要支援1、2 |
| 介護訪問看護 | 要介護1、2、3、4、5 |
| 指定訪問看護 | <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者や要支援者以外の方 ・要介護者や要支援者であっても厚生労働大臣が定める疾病等の方 ・急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けた方 |

② サービス内容

| |
|--|
| 1 病状観察・アセスメントにより病状の変化を早期にとらえて対応する |
| 2 薬の飲み忘れや副作用チェックなどの服薬管理 |
| 3 清潔の援助を通して全身状態の観察 |
| 4 経管栄養・生活習慣病治療食などの支援 低栄養や偏った食生活を防ぐバランスのとれた食生活を利用者様の実態に即して援助 |
| 5 転倒防止や筋力維持の為、生活の中で行える日常生活の援助とリハビリテーション |
| 6 運動機能の低下や閉じこもりを防ぐ 外出などへの意欲を高め「活動」を行うためのコーディネート |
| 7 介護する家族へのアドバイスや家族の休息のための関わり |
| 8 褥瘡や創傷の処置 |
| 9 医療機器の操作援助と管理（人工呼吸器・在宅酸素・在宅中心静脈栄養など） |
| 10 医療処置の援助と管理（人工肛門造設・経管栄養・留置尿・吸引など） |
| 11 糖尿病や精神疾患・認知症の病状管理 |
| 12 在宅ホスピス・ターミナルケアを受けている癌患者の看護 |
| 13 外来通院により化学療法を受けている方への看護 |
| 14 日帰り手術を受けた場合などの早期退院後の看護 |
| 15 緊急時の受け入れと対応 |
| 16 主治医・介護支援専門員(ケアマネージャー)・他のサービス担当者との連携 |

4 サービス利用料金について

| |
|--|
| ① 介護保険利用の場合 |
| 別紙【訪問看護 介護保険利用料金】をご参照ください。 負担割合につきましては、お手持ちの『介護保険負担割合証』をご確認ください。 利用料につきましては、介護支援専門員より提示されるサービス利用票別表をご確認ください。 |
| ② 医療保険利用の場合 |
| 別紙【訪問看護 医療保険利用料金】をご参照ください。 毎月、保険証の確認をさせていただきます。 |

5 利用料金と支払い方法について

| | |
|---------|--|
| 利用料の請求 | ①利用者負担金がある場合、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 |
| | ②請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月10日に発行し、看護 担当者がお持ちします。 |
| 利用料の支払い | R6.1月現在 現金徴収させていただいております。 |
| | お支払いの確認後、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 |

6 担当者の変更について

サービスを提供する看護師等の変更を希望される場合は、相談窓口担当者までご連絡下さい。利用者様のご希望を尊重して行います。ただし、特定の担当者は指名出来ないことと、当事業所の人員配置などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

7 事業者の責務について

① 個別サービス計画書について

当事業者は、利用者様の日常生活の状況およびその意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成し、利用者様に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。

※介護保険利用の場合の「訪問看護計画」は、「居宅サービス計画」と医師の「訪問看護指示書」に基づき、サービス目標・内容・実施期間を定め作成します。

また、利用者様が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに介護支援事業所等への連絡調整等の支援を行います。

利用者様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その計画が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

② 訪問看護の提供内容の記録について

サービス提供の記録は、作成後5年間保管します。複写については、ご自宅にて保管願います。

③ 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業者がサービスを提供する際に利用者様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供するために、要支援・要介護認定の更新、変更、サービス担当者会議、医療、保健、福祉の各団体および事業者との連絡調整、事業所内のカンファレンス、その他サービス提供で必要な場合に、利用者様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。また医療保険利用の訪問看護を提供した場合は、保険者へ情報提供書にて報告を行います。この場合は、あらかじめ利用者様とご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

④ 賠償責任について

当事業所の責任において、利用者様の生命・身体・財産などを傷付けた場合は、事業者は利用者様にその損害を賠償いたします。

8 守秘義務

事業者は、従業員を雇用するにあたり文書にて明示することにより正当な理由なく、その業務上知り得た利用者様または家族の秘密が漏れることのないよう厳重に管理し、その業務を退いた後も同様とします。

9 事故発生時の対応

訪問看護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者様の家族、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 緊急時の対応

訪問看護実施中に利用者様の病状に急変やその他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとします。また、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告いたします。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

11 感染が考えられる事故が発生した場合の対応

点滴や処置等のサービス提供中は事故のないように注意しますが、看護師に針刺し事故等感染が考えられる事故が発生した場合は、利用者様に医療機関へ受診し、医師の説明を聞いていただくこととなります。その場合の受診費や交通費は当事業所が負担させていただきます。

12 相談・苦情窓口

- (1) サービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡ください。
迅速に対応いたします。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 訪問看護ステーション瑞月 | 担当：管理者 濱嶋（ハマシマ）久美子 |
| TEL: 052-680-7491 | FAX: 052-680-7493 |

- (2) 当事業所以外に、介護支援専門員、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 名古屋市介護保険課 | TEL： 052-959-3087 |
| 市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター | TEL： 052-910-7976 |
| 国民健康保険団体連合会 | TEL： 052-971-4165 |

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件の通り、利用者および利用者の家族は、訪問看護ステーション瑞月がその個人情報を、下記利用目的の必要最低限の範囲内で使用・提供・収集することに同意します。

1、利用期間

訪問看護サービス提供に必要な時間および契約期間に準じます。

2、利用目的

- (1) 介護保険における要介護認定または要支援認定の申請及び更新、変更
- (2) 利用者にかかわる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- (3) 医療、保健、福祉の各団体及び事業者との連絡調整
- (4) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 医療保険利用の場合の保険者への情報提供
- (9) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3、使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して使用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容等について経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

| | | |
|--------|----|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |
| 利用者の家族 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |